

防災

# 洪水・土砂災害ハザードマップ改訂版が完成

堤防が決壊 あなたはどこに避難しますか

問い合わせ 総務課行政係 ☎8218



完成した総社市洪水・土砂災害ハザードマップ

高梁川や足守川、新本川などの堤防が決壊したときに浸水すると予想される区域を見直し、平成19年に作成していた総社市洪水ハザードマップの改訂版を作成しました。

作成したハザードマップの特徴は3点。1点目の特徴は、「見やすいマップ」。地図部分の縮尺を大きくし、総社や常盤、三須、服部など18地区に分け、地区ごとに見開きのページで見られるようにしました。2点目は「持ち運びやすく保存しやすいマップ」。破れにくい用紙を使い、A4サイズの冊子にしました。3点目は「標高のわかるマップ」。地図上に標高を明記し、土地の高低がわかるようにしました。

図面内には、各地区の避難予定場所の電話番号や緊急時に利用できる救急病院、土砂災害の発生が予想される区域、危険箇所といった情報も表示。浸水する水深の目安を0.5m未満から5m以上までの5段階に色分けしています。

図面のほか、災害の歴史から防災を学ぶため、過去の総社市における主な災害の年表や災害に備えて事前に知っておいてほしい防災情報を掲載しています。

ハザードマップでは、洪水で河川の堤防が決壊した場合の、最も大きな浸水の被害を想定しています。しかし、実際に起こる被害の状況は、雨の降り方や堤防が決壊した場所などで変わってきます。場合によって

は、浸水が想定されていない区域でも、浸水すること考えられます。このハザードマップを見ながら、家族や自主防災組織、地域、職場の人たちと話し合い、発生した災害の状況に応じた、最も安全な避難行動をとれるように備えましょう。

## 災害時ダンボール製品の提供を約束 レンゴー岡山工場と災害時の応援協定

市はレンゴー株式会社岡山工場と8月27日、「災害時における物資の供給に関する協定」を締結しました。

協定書には、市長と同工場の大木正秋工場長が署名、押印。協定の内容は、災害時に、物資の運搬用や避難所での防寒対策、間仕切りとして使用できるダンボール製品を同工場が提供するとしたものです。

市は、この協定を含め災害時の応援協定を46団体と医療救助や食料供給などの内容で締結しています。

問い合わせ 総務課行政係 ☎92-8218



締結式で握手をする大木正秋工場長(写真左)と市長

## 選挙

# 県知事選挙 10月28日投票

問い合わせ 市選挙管理委員会事務局 ☎8311

この選挙は、今後の岡山県の進路を決定づける意味からも極めて重要な選挙です。有権者の皆さんは、そろって投票に参加しましょう。

**■投票**  
日時 10月28日(日)、午前7時から午後6時まで  
場所 郵送する投票所入場券に記載している投票所

※清音第一投票所は、新しい清音公民館(清音支所敷地内)です。そのほかの投票所は、今月号のとし込み別冊『総社市の投票所案内』をご覧ください。

**■期日前投票**  
投票日当日に仕事や旅行などで投票所に行くことができない人は、期日前投票をすることが出来ます。投票所入場券(お手元に届いている場合)

しい清音公民館(清音支所敷地内)です。そのほかの投票所は、今月号のとし込み別冊『総社市の投票所案内』をご覧ください。

**■期日前投票**  
投票日当日に仕事や旅行などで投票所に行くことができない人は、期日前投票をすることが出来ます。投票所入場券(お手元に届いている場合)



投票日または、期日前投票票を利用して投票をしよう

## 国民年金保険料後納制度

いままでは国民年金保険料を納め忘れて、2年を超えると保険料を納めることができず、10月から平成27年9月末までの3年間に限り、過去10年以内の未納保険料を納めることができる、

## 国民年金保険料の納付期限の延長ができます

後納制度が始まります。未納の国民年金保険料を納めることで、将来の年金額を増やしたり、年金の受給権につながります。

自身の年金記録については、ねんきんネット(<http://www.nenkin.go.jp>)

確認してください。後納制度は事前申し込みが必要です。国民年金保険料専用ダイヤル☎0570-0111-050へご連絡ください。

問い合わせ 倉敷東年金事務所 ☎086-423-1615

## 障害者虐待防止法の施行

# 障がい者への虐待行為に気付いた人は、市へ通報を

10月1日から障害者虐待防止法が施行されます。

家庭や障がい者福祉施設、職場などで障がいがある人に対する①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④放棄・放任、⑤経済的虐待のいずれかに該当する行為に気付いた人は、市に通報する義務があります。

虐待は、絶対にあってはならないことです。虐待は、特定の人や特定の場所で起こるものではありません。本人が気付かぬうちに虐待していることや、虐待を受けている人も受けているという認識がないために被害を訴えられないこともあります。

早期発見、早期通報、そして相談することが、虐待の深刻化を防ぐことにつながります。

障がいがある人への理解を深め、障がいがある人が地域のなかで尊厳をもって暮らせる社会を実現しましょう。虐待や養護者の支援に関する相談、通報、お問い合わせは総社市障がい者虐待防止センターへ。

## ●総社市障がい者虐待防止センター (福祉課内)

- 平日 (午前8時30分から午後5時15分まで)  
☎92-8269、☎92-8385 (福祉課障がい福祉係)
- 夜間 (午後5時15分から翌日午前8時30分まで) と休日  
☎92-8200、☎92-8300 (総社市役所当直)